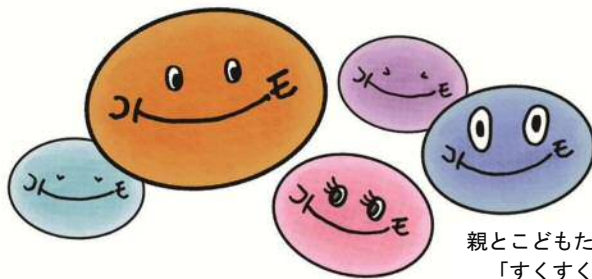


# ひとり親家庭福祉のしおり



親と子どもたち一人ひとりのための  
「すくすくサポート・プロジェクト」ロゴマーク

名古屋市  
2021.7 月版

ひとり親家庭では、仕事をしながら家事や子育てを一人で担う必要があり、時間的にも精神的にも余裕の持てない中で、さまざまな悩みを抱えやすくなります。

この冊子には、相談窓口やひとり親家庭等を対象とした支援制度を掲載していますので、お困りのことや疑問がありましたら、お気軽にご相談ください。

なお、この冊子は、原則として令和3年7月1日時点の内容で編集されています。今後、事業内容等が変更される場合もありますので、あらかじめご了承ください。「名古屋市公式ウェブサイト」にも、情報を掲載していますので、ご覧ください。

#### 対象者について

母子	配偶者のない母と20歳未満（事業によっては18歳以下※）の子ども
父子	配偶者のない父と20歳未満（事業によっては18歳以下※）の子ども
寡婦	子どもが20歳に到達した母子家庭の母

※対象者の表記は目安です。事業によって対象となる年齢や条件が異なりますので、詳細は各事業説明ページをご覧ください。

#### ～第4期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画～

ひとり親家庭等の子どもたちや親を支え、応援するため、令和2年3月に「第4期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」を策定しました。この計画を推進し、情報提供や相談支援から、子育てや生活負担を軽減する支援、子どもへの生活や教育の支援まで、総合的な支援に取り組むことで、ひとり親家庭等の自立を促進し、子どもが夢や目標を持って健やかに育つ環境を整えてまいります。

この計画は、名古屋市公式ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000127046.html>

#### 表紙のロゴマーク

親と子どもたち一人ひとりのための「こどもの成長支援プロジェクト（愛称「すくすくサポート・プロジェクト」）」のロゴマークとして、政府の子どもの貧困対策会議において作られたものです。

複数のマークが集まったデザインとすることで、「悩んでいるのは1人ではない」「相談に行けば支援に繋がる」というイメージが共有されてほしいとの願いが込められています。

もくじ

内 容		ページ	対 象 者		
			母子	父子	寡婦
<b>**離婚前に知っておきたいこと**</b>					
1	養育費取得支援	2	●	●	●
2	法律相談	2	●	●	●
3	養育費に関する公正証書作成費等補助事業	3	●	●	
<b>**手当等をもらう**</b>					
4	児童扶養手当、名古屋市ひとり親家庭手当、愛知県遺児手当	4～6	●	●	
5	児童手当	6	●	●	
6	遺族基礎年金	7	●	●	
<b>**経済的な負担を軽減する**      **税の減免を受ける**</b>					
7	ひとり親家庭等医療費助成	8	●	●	
8	国民健康保険料の減免	9			
9	国民年金保険料の免除・猶予	9			
10	上下水道料金の減免	9	●	●	
11	JR通勤定期特別割引	10	●	●	
12	婚姻歴のないひとり親家庭の負担軽減等	10	●	●	
13	税の減免	11			
<b>**貸付を受ける**</b>					
14	母子父子寡婦福祉資金貸付金	12～14	●	●	●
15	交通遺児関連貸付制度	14	●	●	●
<b>**仕事を探す・スキルアップする**</b>					
16	高等職業訓練促進給付金	15	●	●	
17	高等職業訓練促進資金貸付事業	16	●	●	
18	自立支援教育訓練給付金	16	●	●	
19	高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	17	●	●	
20	就業支援講習会	17	●	●	●
21	製造たばこの小売業の申請	18	●		●
<b>**住まいを探す**</b>					
22	ひとり親世帯向け公営住宅の入居募集	19	●	●	
23	母子生活支援施設	19	●		
<b>**子育て支援を受ける**      **子どもの教育費を確保する**</b>					
24	子どもの短期入所生活援助（ショートステイ）事業	20	●	●	
25	ひとり親家庭等生活支援事業	21	●	●	●
26	就学援助等	22	●	●	
<b>**子どもの学びや社会体験の機会を利用する**</b>					
27	中学生の学習支援事業	23	●	●	
28	ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業	23	●	●	
29	文化・スポーツ交流事業	23	●	●	
30	ひとり親家庭休養ホーム事業	24	●	●	
31	市有施設優待利用	25	●	●	
<b>**主な相談窓口**</b>					
32	ひとり親家庭の福祉に関する総合相談	33	こころの休けい室 (心理カウンセリング)		26～31
34	電話相談	35	ジョイナス、ナゴヤ		
36	仕事の相談窓口	37	女性のための総合相談		
38	女性の悩みごと相談	39	女性悩みごと電話相談		
40	名古屋市男性相談	41	配偶者からの暴力(DV)相談		
42	児童相談	43	子どもの権利相談室 なごもっか		
区役所民生子ども課・支所区民福祉課（社会福祉事務所・社会福祉事務所支所） 一覧（裏表紙）					

# ＊ ＊離婚前に知っておきたいこと＊ ＊

## 1 養育費取得支援

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

養育費に関する相談のほか、面会交流等の問題も含め電話相談に応じています。  
また、養育費取得の方法等について、必要に応じて面接相談・書類作成支援・同行支援を行います。

電話相談	養育費に関する相談のほか、面会交流等の問題も含め相談員が電話相談に応じます。 【相談受付時間】月～金曜日（祝日・年末年始は除く）10時～16時
面接相談	電話相談の内容により、さらに専門的な相談を行う必要がある場合は、司法書士等が面接相談を行います。 （予約制）火曜日 13時30分、14時30分（祝日・年末年始は除く）
書類作成支援 同行支援	面接相談の内容により、さらに専門的な支援を行う必要がある場合は、司法書士等により、書類作成支援や同行支援を行います。

### 対象者

ひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方（離婚前の方も対象）

### お問合せ先

養育費相談専用電話（愛知母子・父子福祉センター内）  
TEL 915-8816

## 2 法律相談

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

法律上の諸問題について弁護士が相談に応じます。（予約制・1回限り無料）  
【予約受付時間】月～金曜日 9時～17時30分（祝日・年末年始は除く）

### 対象者

ひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方  
（養育費や親権など離婚に関する問題については離婚前の方も対象）

### お問合せ先

愛知母子・父子福祉センター（予約電話）  
TEL 915-8862

### 3 養育費に関する公正証書作成費等補助事業

母子

父子

寡婦

#### 趣旨・内容

「公正証書」など養育費に関する債務名義を有する証書を作成した際、作成にかかった費用を補助します。(上限5万円)

※債務名義を有する証書：強制執行によって実現されることが予定される請求権(養育費)の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のこと。具体的には、強制執行認諾約款付公正証書や調停調書など。

※令和3年4月1日以降作成された証書が対象

#### 対象者

以下の①～⑤の要件をすべて満たす方

①児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある方

②養育費の取り決めに係る公正証書などの費用を負担した方

③養育費の取り決めに係る債務名義を有している方

④養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方

⑤過去に同一の取り決めをした文書について、養育費に関する公正証書作成費等補助金を受給していない方

※申請期限は、要件を満たした日の翌日から6か月以内です。

#### お問合せ先

愛知県母子寡婦福祉連合会

TEL 915-8862

# ＊ ＊手当等をもらう＊ ＊

## 4 児童扶養手当・市ひとり親家庭手当・県遺児手当

(令和3年度)

母子

父子

寡婦

### 対象者

次のいずれかの児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童)を養育している方

- 父母が婚姻を解消(離婚)した児童
- 父又は母が死亡した児童
- 父又は母が重度の障害を有する児童
- 父又は母が生死不明である児童
- 父又は母に1年以上遺棄\*されている児童  
\*遺棄とは、父又は母が児童と同居しないで、養育を全く放棄している状態をいいます。  
父又は母から仕送りや安否を気遣う連絡等がある場合は、該当しません。
- 父又は母がDVによる保護命令を受けた児童
- 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで出産した児童

### ≪所得制限≫

- ①受給者本人の所得から8万円を控除した額が、下表の限度額未満であるか(愛知県遺児手当の場合、一部支給の限度額未満であるか)を確認します。(※)

受給者が父または母の場合は、養育費の8割相当額が手当額計算上の所得とみなされます。

扶養親族数	父、母、養育者(孤児等の養育者を除く)		孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円未満	49万円以上 192万円未満	236万円未満
給与所得者の収入額	(約122万円未満)	(約122万円以上 311万円未満)	(約372万円未満)
1人	87万円未満	87万円以上 230万円未満	274万円未満
給与所得者の収入額	(約160万円未満)	(約160万円以上 365万円未満)	(約420万円未満)
2人	125万円未満	125万円以上 268万円未満	312万円未満
給与所得者の収入額	(約215万円未満)	(約215万円以上 412万円未満)	(約467万円未満)
3人	163万円未満	163万円以上 306万円未満	350万円未満
給与所得者の収入額	(約270万円未満)	(約270万円以上 460万円未満)	(約515万円未満)

- ②受給者本人に配偶者や扶養義務者(受給者本人と同居又は生計を同じくする直系血族(父母、祖父母、子など)及び兄弟姉妹)がいる場合には、その方の所得から8万円を控除した額が、下表の限度額未満であるかを確認します。(※)

扶養親族数	配偶者、扶養義務者
0人	236万円未満(収入約372万円未満)
1人	274万円未満(収入約420万円未満)
2人	312万円未満(収入約467万円未満)
3人	350万円未満(収入約515万円未満)

扶養親族とは、税法上の扶養親族をいいます。確定申告書や源泉徴収票でご確認ください。

なお、配偶者・扶養義務者についても、その方自身の税法上の扶養親族数で判定します。扶養義務者が複数いる場合は、合算ではなく個人ごとに判定します。

医療費控除等、所得から差し引かれる各種控除があります。また、児童扶養手当について、受給者本人が障害基礎年金等の支給を受けることができる場合は、非課税年金所得(公的年金給付及び遺族補償等)を含んだ所得の再計算を行う必要があります。詳しくは、窓口でお問合せください。

(※)令和3年11月分(令和4年1月支給分)からは、所得(給与所得または公的年金所得がある場合、総所得金額から10万円(給与所得と公的年金所得の合計額が10万円未満の場合は、その合計額)を控除した額)から8万円を控除した額が、上表の限度額未満であるか確認してください。

	<p>【注意点】</p> <p>◆令和3年10月分までの手当は令和元年中（平成31年1月～令和元年12月）の所得により、令和3年11月分以降の手当は令和2年中（令和2年1月～令和2年12月）の所得により確認します。</p> <p>※所得は、収入金額とは異なります。</p> <p>給与所得のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が所得となります。</p> <p>◆受給者本人の所得が限度額未満であっても、配偶者や扶養義務者の所得が限度額以上である場合は、手当は支給されません。</p>
支給日	<p>《児童扶養手当・名古屋市ひとり親家庭手当》</p> <p>5月11日、7月11日、9月11日、11月11日、1月11日、3月11日</p> <p>《愛知県遺児手当》</p> <p>5月25日、7月25日、9月25日、11月25日、1月25日、3月25日</p> <p>▶休日等に当たる場合は、その直前の休日等でない日となります。</p> <p>▶支給月の前月までの分を支給します。</p>

	児童扶養手当（国）	名古屋市ひとり親家庭手当（市）	愛知県遺児手当（県）
支給期間	児童が18歳に到達した年度の3月分まで（児童に一定の障害がある場合は、20歳未満まで延長されます。）	3年間（支給停止期間*を含む） （ただし、支給要件に該当してから7年経過すると、支給開始から3年未満であってもその時点で支給対象外となります。）	5年間 （支給停止期間*を含む） ※所得制限超過等により手当が支給されない期間
	申請の翌月分から支給		申請と同月分から支給
月額	<p>1人目</p> <p>◆全部支給の場合 43,160円</p> <p>◆一部支給の場合 43,150円～10,180円</p> <p>2人目</p> <p>◆全部支給の場合 10,190円</p> <p>◆一部支給の場合 10,180円～5,100円</p> <p>3人目以降</p> <p>◆全部支給の場合 6,110円</p> <p>◆一部支給の場合 6,100円～3,060円（児童1人につき）</p>	<p>児童1人につき</p> <p>◆全部支給の場合</p> <p>支給開始月から 1年目 9,000円</p> <p>2年目 4,500円</p> <p>3年目 3,000円</p> <p>◆一部支給の場合</p> <p>支給開始月から 1年目 4,500円</p> <p>2～3年目 3,000円</p>	<p>児童1人につき</p> <p>支給開始月から</p> <p>1～3年目は 4,350円</p> <p>4、5年目は 2,175円</p>

- ・手当は、所得金額を確認の上、支給額等が決定されますので、申請前には所得の申告を必ず行ってください。
- ・認定後、手当を受ける資格がなくなったときや、住所などの届出内容が変わったときは、手続きが必要です。必要な手続きが遅れ、手当が過払いとなった場合は、支給された手当を返還していただくことになります。
- ・手当の支給を継続して受けるには、毎年8月に、児童扶養手当は「現況届」、名古屋市ひとり親家庭手当・愛知県遺児手当は「所得状況届」を窓口へ提出していただく必要があります。（「現況届」・「所得状況届」は、時期になりましたら、区役所・支所から送付します。）
- ・児童扶養手当については、支給開始から5年等、一定期間が経過したときは、自立に向けた取組み（就業状況など）に関する届出が必要です。また、その後の「現況届」提出時においても、同様の届出が原則必要となります。（対象者には、区役所・支所からお知らせを送付します。）

《公的年金等との併給について》

児童扶養手当	公的年金等の額が児童扶養手当額よりも低い場合には、その差額分の手当が受給できます。 ※令和3年3月から児童扶養手当と障害年金の併給調整の方法が見直され、ひとり親の障害年金受給者の障害年金の子の加算部分の額が、児童扶養手当額よりも低い場合にはその差額分の手当が受給できるようになりました。
名古屋市ひとり親家庭手当	年金額に関わらず併給可能です。
愛知県遺児手当	公的年金等を受給できる場合、受給できません。

お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係

（次のページもご覧ください）



「児童扶養手当」を受給している方は、下記の制度をご利用いただける場合があります。

- 7 ひとり親家庭等医療費助成…………… 8 ページ
- 10 上下水道料金の減免…………… 9 ページ
- 11 JR通勤定期特別割引……………10 ページ
- 16 高等職業訓練促進給付金……………15 ページ
- 18 自立支援教育訓練給付金…………… 16 ページ
- 19 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金… 17 ページ
- 26 就学援助等……………22 ページ
- 27 中学生の学習支援事業……………23 ページ
- 31 市有施設優待利用……………25 ページ

また、「市ひとり親家庭手当」を受給している方は、下記の制度をご利用いただける場合があります。

- 30 ひとり親家庭休養ホーム事業……………24 ページ

詳細は、各事業のページをご確認ください。

## 5 児童手当 ※国制度の手当

母子 父子 寡婦

### 趣旨・内容

支給日 6月15日(2~5月分)、10月15日(6~9月分)、2月15日(10~1月分)  
 ※15日が休日等に当たる場合は、その直前の休日等でない日となります。

支給月額			《参考》所得制限限度額	
3歳未満	一律	15,000円	※下表は所得から一律控除される8万円をあらかじめ加えています	
3歳~ 小学生	第1・2子	10,000円	税法上の 扶養親族等の数	所得制限限度額(未満)
	第3子以降	15,000円	0人	630万円(収入 約833.3万円)
中学生	一律	10,000円	1人	668万円(収入 約875.6万円)
所得制限限度額 以上の場合	子どもの年齢に 関わらず一律	5,000円	2人	706万円(収入 約917.8万円)
			3人	744万円(収入 約960.0万円)

※第1・2子の数え方は、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもの人数を、年齢が上の子どもから順に数えます。

※離婚等により、手当受給者の切替え(父→母など)が必要な場合は、申請が必要です。原則として申請の翌月分からの支給となりますので、すみやかに申請をしてください。

### 対象者

中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもを養育している方

※国外居住の子どもは一定の要件を満たす留学の場合を除き対象外。  
 施設入所児童は施設に対して支給。

### お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係



## 6 遺族基礎年金

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

支払月 2、4、6、8、10、12月

支給月額		
配偶者が受けるとき	子が1人の場合	83,800円
	2人目	18,725円加算
	3人目以降は1人につき	6,241円加算
子が受けるとき	子が1人の場合	65,075円
	2人目	18,725円加算
	3人目以降は1人につき	6,241円加算

(注) 年額を12で割り、1円未満を四捨五入した参考金額(令和3年度分)

### 受給要件

国民年金加入者(※)又は、老齢基礎年金の受給資格期間(25年以上)を満たした方が死亡し、その配偶者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(国民年金の障害等級1級又は2級に該当する程度の障害にある場合は20歳未満の子)と一緒に暮らしているとき(死亡した方に配偶者がいない場合には、子に対して支給されます。)

※死亡日前に保険料の未納期間が1/3以下であるか、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの直前1年間に未納期間がないことが必要です。

(注)子のいる夫への支給は、平成26年4月1日以降に妻が死亡した場合に限ります。

### お問合せ先

区役所保険年金課管理係または支所区民福祉課保険係



# ＊ ＊ 経済的な負担を軽減する ＊ ＊

## 7 ひとり親家庭等医療費助成

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

ひとり親家庭の母及び父並びにこれらの家庭の児童並びにこれに準ずる児童の医療費（保険診療分）の自己負担額を助成することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。

※ただし、高額療養費・家族療養附加給付金の支給がある場合は、その額を助成額から除きます。また、入院時食事療養費の標準負担額及び保険給付の認められない費用（差額ベッド代、健康診断、予防接種、文書料など）は、助成の対象になりません。

### 対象者

市内にお住まいで、ひとり親家庭の母又は父の前年（1月から7月は前々年）の所得が児童扶養手当を受給できる範囲の方（※）であり、次の条件のいずれかに該当する方

- (1) 18歳以下（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。以下同じ）の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父（配偶者が身体障害者手帳の1・2級又は障害年金の1級に該当される方も対象となる場合があります。）
- (2) ひとり親家庭の母又は父に扶養されている18歳以下の児童
- (3) 父母のいない18歳以下の児童等

（※）児童扶養手当と異なり、扶養義務者（同居の祖父母等）の所得にかかわらず、ひとり親家庭の母又は父のみの所得で判定します。

（扶養義務者の所得が児童扶養手当の所得水準を超過するため、手当が支給されない場合であっても、ひとり親家庭等医療費助成は受けられる場合があります。）

また、児童扶養手当と異なり、障害基礎年金等の給付を受けている場合であっても、非課税年金は含めず所得を判定します。

ただし、次の方は対象になりません。

- ・事実上、婚姻状態にある方
- ・健康保険に加入していない方
- ・児童福祉施設等に入所している方（他の給付により医療費の自己負担がなくなるとき）
- ・生活保護を受給している方
- ・障害者医療費助成の対象となる方
- ・後期高齢者医療制度の対象となる方（福祉給付金制度による助成が受けられます。）

### お問合せ先

区役所保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係

## 8 国民健康保険料の減免

### 趣旨・内容

国民健康保険に加入しているひとり親又は寡婦の方は、申請により次のような減免を受けられる場合があります。減免される額は、その被保険者の均等割額の3割（対象者②に該当する方は1割）となります。  
※同時に他の減免に該当する場合、保険料の減額を受けた場合などには、この減免が適用されないことがあります。

### 対象者

前年12月31日現在、税法上の寡婦又はひとり親（※）の方のうち、次のいずれかに該当する方（※11ページの税の減免の項目を参考にしてください。）  
①当該被保険者の前年中の総所得金額等が135万円以下である方  
②「均等割額の2割減額」が適用されている世帯に属している方

### お問合せ先

区役所保険年金課保険係または支所区民福祉課保険係

## 9 国民年金保険料の免除・猶予

### 趣旨・内容

国民年金第1号被保険者の方でひとり親又は寡婦の方は、申請により国民年金保険料が免除・猶予される場合があります。

### 対象者

前年12月31日現在、税法上の寡婦又はひとり親（※）の方で、前年の所得が135万円以下（令和3年6月分までを申請する場合は前年所得が125万円以下の方）である方（※11ページの税の減免の項目を参考にしてください。）

### お問合せ先

区役所保険年金課管理係または支所区民福祉課保険係

## 10 上下水道料金の減免

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

児童扶養手当の支給を受けている世帯（契約者が受給者本人である場合に限る）に、次のような減免を受けられる場合があります。（令和3年度）

水道料金	専用、共用ともに1か月につき、下記の水道料金を減額します。 （専用）705円 （共用）670円
下水道使用料	専用、共用ともに1か月につき、下記の下水道使用料を減額します。 （専用）560円 （共用）530円

※上記金額は1か月の税抜金額で、これに消費税相当額を加算した金額を減額します。1円未満の端数は、全体のご使用量に対する料金から減額金額を控除した後に切り捨てます。

※ご使用量により水道料金・下水道使用料が上記金額に満たない場合は、その料金全額が減額されます。

※専用の料金計算方法については、口径にかかわらず「13ミリ」とみなして計算を行います。

### 対象者

児童扶養手当の支給を受けている世帯（契約者が受給者本人である場合に限る）

### お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係

## 11 JR通勤定期特別割引

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

区役所・支所が発行する証明書でJR通勤定期乗車券を購入すると、3割引になります。  
※通学定期乗車券は対象外です。

### 対象者

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方

### お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係

## 12 婚姻歴のないひとり親家庭の負担軽減等

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

令和2年度以前は、婚姻歴のないひとり親家庭は、税法上の寡婦及び寡夫が受けられる税の減免(11ページ参照)が適用されませんでした。このため、課税状況により算出される保育料等についても、税の減免を受けているひとり親家庭と比べ、負担が大きくなる場合があります。

そこで、一部の事業では、税法上の寡婦(夫)であるとみなして利用料等の計算を行い、婚姻歴のないひとり親家庭の皆様の負担軽減等を実施してきたところです。

令和3年度(令和2年分所得)以降は、婚姻歴のないひとり親家庭の方も適用される「ひとり親控除」が設けられたことに伴い、各事業での寡婦(夫)控除のみなし適用を順次終了します。詳しくはそれぞれの事業の担当窓口へお問合せください。

(※「ひとり親控除」については、11ページを参考にしてください。)

#### 令和3年7月以降、寡婦(夫)控除のみなし適用が廃止される事業

【令和3年8月1日より廃止】 自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金、身体障害者福祉電話・福祉ファックス貸与事業、外国人障害者給付金(※1)、特別児童扶養手当(※1)、特別障害者手当(※1)、障害児福祉手当(※1)、経過的福祉手当(※1)、心身障害者扶養共済事業、障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成

(※1) 新規申請については令和3年7月1日より廃止。

【令和3年9月1日より廃止】 子どものための教育・保育施設等利用者負担額(保育料)、一時保育事業(リフレッシュ預かり保育含む)(※2)、24時間緊急一時保育事業、休日保育事業、延長保育事業、病児・病後児デイケア事業

(※2) 非定型保育事業については令和3年10月1日より廃止。

【令和3年11月1日より廃止】 児童扶養手当、名古屋市ひとり親家庭手当

令和3年7月1日時点で適用が廃止されている事業は掲載していません。

### 対象者

- ①【寡婦控除のみなし適用】婚姻歴がないひとり親家庭の母であって、扶養親族などがある方(または父母のない児童を養育する女子であって、20歳未満の扶養親族などがある方)
- ②【特別寡婦控除のみなし適用】婚姻歴がないひとり親家庭の母であって、前年中の合計所得金額が500万円以下で、かつ扶養親族である子がいる方
- ③【寡夫控除のみなし適用】婚姻歴がないひとり親家庭の父であって、前年中の合計所得金額が500万円以下で、前年の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がいる方

### お問合せ先

それぞれの事業の担当窓口

# 税の減免を受ける

## 1.3 税の減免

### 税法上の用語

ひとり親	未婚の方や配偶者と離婚・死別した後婚姻をしていない方又は配偶者が生死不明な方で、次の1～3のすべてに該当する方 1 前年中の総所得金額等が48万円以下（注1）の生計を一にする子がいる方 2 前年中の合計所得金額が500万円以下（注2）の方 3 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない方（注3）
寡婦 （ひとり親を除く）	夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、次の1～3のすべてに該当する方 1 子以外の扶養親族がいる方 2 前年中の合計所得金額が500万円以下の方 3 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない方
	夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明な方で、次の1、2すべてに該当する方 1 前年中の合計所得金額が500万円以下の方 2 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない方

### 所得税・住民税の所得控除額

ひとり親	（所得税）35万円 （住民税）30万円
寡婦	（所得税）27万円 （住民税）26万円

### 住民税（市・県民税）の非課税

税法上の寡婦又はひとり親の方で、前年中の合計所得金額が135万円以下（注4）の方には住民税（所得割および均等割）が課税されません。

### 住民税（市・県民税）の減免

税法上の寡婦又はひとり親の方で、前年中の総所得金額等が「135万円」又は「35万円×（扶養親族の数+1）+10万円+32万円」のいずれか多い額に、33万円を加算した額以下の場合、税額の50%が減免されます。

（注1）給与所得のみの場合、収入金額103万円以下

（注2）給与所得のみの場合、収入金額約677万7千円以下

（注3）住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がない方をいいます。

（注4）給与所得のみの場合、収入金額204万4千円未満

### お問合せ先

お住まいの区を担当する市税事務所

お住まいの区	担当する市税事務所	電話番号	所在地
千種区・中区・名東区	栄市税事務所 個人市民税第一係	959-3303	名古屋市栄市税事務所 〒461-8626
東区・北区・守山区	栄市税事務所 個人市民税第二係	959-3304	名古屋市東区東桜一丁目13番3号 NHK名古屋放送センタービル8階
西区・中村区	ささしま市税事務所 個人市民税第一係	588-8004	名古屋市ささしま市税事務所 〒450-8626
中川区・港区	ささしま市税事務所 個人市民税第二係	588-8005	名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号 日本生命笹島ビル8階
昭和区・瑞穂区・天白区	金山市税事務所 個人市民税第一係	324-9804	名古屋市金山市税事務所 〒460-8626
熱田区・南区・緑区	金山市税事務所 個人市民税第二係	324-9805	名古屋市中区正木三丁目5番33号 名鉄正木第一ビル



# ＊ ＊ 貸付を受ける ＊ ＊

## 1 4 母子父子寡婦福祉資金貸付金

### 趣旨・対象者

母子家庭・父子家庭及び寡婦家庭の経済的自立等を図るための貸付制度です。

貸付の申請が出来る方（すべての資金において、申請時に連帯保証人が原則必要です。）

- 1 母子福祉資金 (1) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子 又は その扶養している児童  
(2) 20歳未満の父母のいない児童  
\*児童が借受人となる場合は、法定代理人（親権者・後見人）の同意が必要です。
- 2 父子福祉資金 (1) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子 又は その扶養している児童  
\*児童が借受人となる場合は、法定代理人（親権者・後見人）の同意が必要です。
- 3 寡婦福祉資金 (1) 子が20歳以上になった母子家庭の母 又は その扶養している子  
(2) 40歳以上の配偶者のない女子又はその扶養している子\*現に扶養する子のない方には所得制限有。

※資金種別ごとに貸付基準があるため、貸付が受けられない場合があります。

※貸付の際は、必ず事前相談をしてください。貸付申請から貸付決定（不承認）まで相談・審査にかかる期間が必要となります。

（早めにご相談ください。就学支度資金・修学資金は原則受験の1か月前までに）

※原則、すべて無利子です。（資金によっては連帯保証人がいない場合、有利子となるものがあります。）

### 内 容

（令和3年度）

資金の種類	貸付対象		資金の内容	貸付限度額（以内）	据置期間	償還期間（以内）
	母子 父子	寡婦				
事業開始資金	母・父	本人	市内で事業を始めるために必要な設備、材料、商品等の購入資金 （*複数のひとり親家庭の父母が共同して事業を始める場合の限度額）	3,030,000円 *共同事業4,560,000円 自己資金1/3以上必要 個人経営のみ/法人経営対象外	1年	7年
事業継続資金	母・父	本人	現在市内で経営中の事業を継続するために必要な材料等の購入資金 又は事業の拡張資金	1,520,000円 自己資金1/3以上必要 個人経営のみ/法人経営対象外	6か月	7年
技能習得資金 ※貸付期間 5年以内	母・父	本人	就職、事業開始するために必要な知識、技能を習得する際又は高等学校に就学する際に必要な授業料、実習費等の資金	月額68,000円 【特別・運転免許460,000円】 【特別・一括816,000円】	技能習得期間満了後 1年	20年
就職支度資金	母・父 又は 児童	本人 （子は 対象外）	就職するために必要な被服、身の回り品及び通勤用自動車購入資金	100,000円 【特別・自動車購入 330,000円】	1年	6年
住宅資金	母・父	本人	現在住んでいる住宅を増改築及び補修するために必要な資金	1,500,000円 【特別2,000,000円】 自己資金2割以上必要	6か月	6年 （特別7年）
転宅資金	母・父	本人	住居の移転に伴う敷金などの一時金や運送費にあてるための資金	260,000円	6か月	3年
結婚資金 （借受人 母・父）	児童	子	扶養している児童・子の婚姻に必要な資金	300,000円	6か月	5年
生活資金	母・父	本人 （子は 対象外）	①技能習得中、②医療介護期間中、 ③離職から1年以内の失業期間中、 ④ひとり親家庭となって7年未満の期間中（*養育費取得のための裁判等に必要な費用を含む）の生活資金	①月額141,000円 ②③④月額105,000円 （生計中心者でない場合 月額70,000円） *養育費取得④の12月相当額	6か月	①20年 ②5年 ③5年 ④8年
医療介護資金 （借受人： 母・父）	母・父 又は 児童	本人 （子は 対象外）	医療又は介護を受けるために必要な資金で健康保険・介護保険の自己負担分その他必要経費にあてるための資金	医療340,000円 【特別480,000円】 介護500,000円	医療介護期間満了後 6か月	5年
修学資金	児童	子	高等学校、大学、大学院又は専修学校に就学中の学費等に必要な資金	（13ページの別表参照）	卒業後 6か月	20年 （専修（一般）5年）
就学支度資金	児童	子	小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校、各種学校等へ入学する際に必要な入学資金	（13ページの別表参照）	卒業後 6か月	20年 （専修（一般）、 各種学校等5年）
修業資金 ※貸付期間 5年以内	児童	子	就職、事業開始するために必要な知識、技能を習得する際に必要な授業料、実習費等の資金	月額68,000円 【特別・高3運転免許 460,000円】	修業期間満了後 1年	20年

別表

学校等種別		学年別		1年 (月額)	2年 (月額)	3年 (月額)	4年 (月額)	5年 (月額)	
修 学 資 金  ( 月 額)	高等学 校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	27,000円	27,000円	27,000円			
			自宅外通学	34,500円	34,500円	34,500円			
		私立	自宅通学	45,000円	45,000円	45,000円			
			自宅外通学	52,500円	52,500円	52,500円			
	高等専門学 校 *豊田工業高等専門学校、 岐阜工業高等専門学校 など(入学資格:中卒程度)	国公立	自宅通学	31,500円	31,500円	31,500円	67,500円	67,500円	
			自宅外通学	33,750円	33,750円	33,750円	76,500円	76,500円	
		私立	自宅通学	48,000円	48,000円	48,000円	98,500円	98,500円	
			自宅外通学	52,500円	52,500円	52,500円	115,000円	115,000円	
	専修学校(専門課程)=専門学校 *専門課程:2年以上に限る ⇨1年課程は修業資金。就学 支度資金は1年課程でも可	国公立	自宅通学	67,500円	67,500円	修学・修業・技能習得資金は、通常 3か月に1回、4/30(4~6月分)、 7/16(7~9月分)、10/15(10~12 月分)、1/14(1~3月分)に振込み ます。			
			自宅外通学	78,000円	78,000円				
		私立	自宅通学	89,000円	89,000円				
			自宅外通学	126,500円	126,500円				
	短 期 大 学	国公立	自宅通学	67,500円	67,500円				
			自宅外通学	96,500円	96,500円				
		私立	自宅通学	93,500円	93,500円				
			自宅外通学	131,000円	131,000円				
	大 学	国公立	自宅通学	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円		
			自宅外通学	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円		
私立		自宅通学	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円			
		自宅外通学	146,000円	146,000円	146,000円	146,000円			
大 学 院	修士課程		132,000円	132,000円			修学・修業・技能習得 資金は毎年4月に新年 度の在学証明書を提出 されないと振込は継続 されません。		
	博士課程		183,000円	183,000円	183,000円				
専修学校(一般課程) *一部の被服科等の学校が該当			51,000円	51,000円					
就 学 支 度 資 金  ( 一 括)	小学校		64,300円		※就学支度資金などの一時資金は、通常毎月 16日(2~4月は16日または末日。休日の場合 は直前の平日)に振込みます。 申請~振込までに1か月程度はかかります。				
	中学校		81,000円						
	専修学校(一般課程)	自宅通学	150,000円						
		自宅外通学	160,000円						
	高等学 校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	150,000円	私立	自宅通学	410,000円		
			自宅外通学	160,000円		自宅外通学	420,000円		
	高等専門学 校 大 短 期 大 学 専修学校(専門課程)=専門学校	国公立	自宅通学	410,000円	私立	自宅通学	580,000円		
			自宅外通学	420,000円		自宅外通学	590,000円		
	大学院	国公立		380,000円	私立		590,000円		
	修学施設(各種学校等) ※高等学校卒業生	自宅通学		272,000円					
自宅外通学		282,000円							
自宅通学		150,000円							
自宅外通学		160,000円							

※国の高等学校(大学や専門学校等)の修学支援新制度により、授業料等の減免と給付型奨学金の支給を受けている場合は、上記の貸付限度額から新制度の決定額を控除した額を、貸付限度額とします。

〔修学支援新制度については、通学先(進学先)の学校や、文部科学省及び日本学生支援機構のホームページをご確認ください。〕

(次のページもご覧ください)



(注) 1 特別貸付の適用基準

技能習得資金(運転免許)	就職先で自動車運転免許の取得が必要となる場合
技能習得資金(一括)	専門学校等に入学する場合で、入学時や年度初めの必要経費が月額を超えると認められる場合
就職支度資金	就職に際し、通勤のために自動車購入が必要と認められる場合
住宅資金	災害等により特に必要と認められる場合又は老朽等による増改築を行う場合
医療介護資金	所得税非課税世帯の場合
修業資金(運転免許)	児童(高校3年在学時)が、就職先で自動車運転免許の取得が必要となる場合

2 償 還

- (1) 償還…月賦、半年賦、年賦のいずれかによる
- (2) 違約金(延滞金)…延滞した元利金額に対し、延滞期間に応じ年3%(平成27年4月1日から令和2年3月31日までは年5%、平成27年3月31日までは年10.75%)の割合で発生

3 生活資金

- (1) 生活資金④「ひとり親家庭になって7年未満の期間中」の貸付対象は、母子・父子のみ(寡婦は対象外)
- (2) 生活資金は、必要と認められる場合、別途3か月分を一括交付することも可

**お問合せ先**

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係

## 1 5 交通遺児関連貸付制度

母子	父子	寡婦
----	----	----

**趣 旨**

交通事故により死亡又は重度の後遺障害が残った家庭の児童に対する貸付制度(すべて無利子)です。

**対象者・内容**

対象者	0歳～中学生 (自動車事故に限る)	対象者	高校生～(申込時25歳まで)	
一時金	155,000円	学 校	奨学金(月額)	入学一時金
月 額	1万円、2万円から選択	高等学校・高等専門学校	2万円、3万円、 4万円から選択	20万円、40万円、 60万円から選択
小中学校 入学支度金	44,000円	大学・短期大学	4万円、5万円、 6万円から選択 (内2万円は給付)	40万円、60万円、 80万円から選択
自動車事故対策機構 名古屋主管支所 TEL 218-3017		大 学 院	5万円、8万円 10万円から選択 (内2万円は給付)	—
		専修学校専門課程・各種学校	4万円、5万円、 6万円から選択 (内2万円は給付)	40万円、60万円、 80万円から選択
		専修学校高等課程	2万円、3万円、 4万円から選択	20万円、40万円、 60万円から選択
		交通遺児育英会(奨学課) TEL 03-3556-0773 フリーダイヤル TEL 0120-521286		

**お問合せ先**

# \*\*仕事を探す・スキルアップする\*\*

## 16 高等職業訓練促進給付金

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

就職・転職に必要な国家資格を取得するために、1年以上養成機関で修学する場合、期間中の生活の安定を図るために、一定期間給付金を支給します。

対象資格	看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、栄養士、調理師、製菓衛生師、その他の国家資格で特に経済的自立に必要なもの (※) 令和3年度に限り、デジタル分野等の民間資格(6か月以上の修学を要するもの)まで対象が拡充されました。
支給期間	修学期間の全期間(上限4年) ※支給期間は、資格取得に必要な期間から判断します。
支給額	市民税非課税世帯 月額100,000円、市民税課税世帯 月額70,500円 なお、修学期間の最後の12か月は、支給額が増額されます。 市民税非課税世帯 月額140,000円、市民税課税世帯 月額110,500円
申請受付期間	4月1日～4月30日、10月1日～10月31日(ともに土日・休日を除く) 上記以外の期間は受付できません。 ただし、(※)に定める資格のみ、令和4年3月まで随時申請受付可能です。 また、申請を希望する場合は、事前相談が必要です。
修了支援給付金	修了後、1回のみ修了支援給付金を支給 (市民税非課税世帯 50,000円、市民税課税世帯 25,000円)

### 対象者

次の要件をいずれも満たす方。修学先の学校を決定する前に事前相談が必要です。

- ① 市内在住の20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母及び父
  - ② 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準の方  
(母及び父の所得が児童扶養手当における所得制限限度額未満の方)
  - ③ 適職に就くために、対象資格を取得することが必要と認められる方
  - ④ 過去に高等職業訓練促進給付金(高等技能訓練促進費)を受給していない方
- 区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係

### お問合せ先

## 17 高等職業訓練促進資金貸付事業

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親家庭の母及び父の修学を容易にするため、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。

貸付金の種類	貸付額	申請期限
入学準備金	上限 50 万円	養成機関に入学した日から起算して 11 月を経過した日の属する月の末日
就職準備金	上限 20 万円	養成機関を卒業した日又は資格を取得した日のいずれか遅い日から起算して 11 月を経過した日の属する月の末日

※いずれも無利子です。(保証人がいない場合は有利子)

※卒業から 1 年以内に資格を活かして就職し、5 年間その職に従事した時は、貸付金の返還を免除します。

### 対象者

名古屋市から高等職業訓練促進給付金を受給するひとり親家庭の母及び父(実施団体である社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会が審査・貸付を行います。)

### お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係  
社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL 915-8862 住所 北区金田町 3 丁目 11

## 18 自立支援教育訓練給付金

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

事前に指定を受けた講座を受講すると、受講料の一部が助成されます。

対象講座	①雇用保険の一般教育訓練給付の指定講座 ②雇用保険の特定一般教育訓練給付の指定講座 ③雇用保険の専門実践教育訓練給付の指定講座(専門資格の取得を目指す講座に限る)	
支給額	※1万2千円未満は支給できません。	
	雇用保険の教育訓練給付制度による給付金を <u>受けることができない方</u>	入学金、受講料の 60% (上限 20 万円) ※ただし、上記③を受講する場合の上限は修業年数×20 万円(最大 80 万円)
	雇用保険の教育訓練給付制度による給付金を <u>受給する方</u>	上記の金額から、雇用保険の教育訓練給付制度による給付金額を差し引いた額
事前指定	<u>受講開始前に区役所・支所で受講予定の講座の指定を受ける必要があります。</u>	

### 対象者

次の要件をいずれも満たす方。

事前相談及び受講開始前に講座の指定を受ける必要があります。

- ①市内在住の 20 歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母及び父
- ②児童扶養手当受給者又は同等の所得水準の方  
(母及び父の所得が児童扶養手当における所得制限限度額未満の方)
- ③講座を受講することが、安定した就労に結びつくと認められる方
- ④過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方

### お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係

## 19 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

高等学校卒業程度認定試験の合格のため、事前に指定を受けた講座を受講する場合に受講料の一部が助成されます。

対象講座	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座 ※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外です。
支給額	【受講修了時給付金】 入学金、受講料の40%（上限10万円。ただし、4千円未満は支給できません。） 【合格時給付金】 入学金、受講料の20%（受講修了時給付金とあわせて上限15万円。）
事前指定	受講開始前に受講予定の講座の指定を区役所・支所で受ける必要があります。

### 対象者

次の要件をいずれも満たす方。

事前相談及び受講開始前に講座の指定を受ける必要があります。

- ① 市内在住の20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母及び父並びにその扶養している児童
  - ② 児童扶養手当受給者又は同等の所得水準の方  
（母及び父の所得が児童扶養手当における所得制限限度額未満の方）
  - ③ 講座を受講することが、安定した就労に結びつくと認められる方
  - ④ 過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を受給していない方
- ※高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している方は対象外です。

### お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係

## 20 就業支援講習会

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

ひとり親家庭の就業支援を目的とした講習です。

1年を3回に分けて開催し、5・8・11月に募集をします。（募集時期については、「広報なごや」等でお知らせします。）

①パソコン等 技術習得講習	パソコン講習、介護職員初任者研修、簿記3級、医療事務、医薬品登録販売者講習、調剤薬局事務など、就職に有利な技術・資格の取得を支援する講習会を行います。
②生活ステップ アップ講習	家族とあなたのために考えるお金の勉強会（ライフプラン）とおうちで仕事を始めたい人のための勉強会（在宅就業ガイダンス）の2つがあります。

※日程等は区役所・支所、ジョイナス、ナゴヤで配布する「募集要領」をご覧ください。

### 対象者

ひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方

（一部の講習会は、離婚調停中・離婚裁判中の方も参加できます。）

### お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係  
名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター ジョイナス、ナゴヤ  
TEL 252-8824 FAX 252-8842

## 2 | 製造たばこの小売販売業の申請

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

製造たばこの小売販売業の申請

### お問合せ先

東海財務局理財部理財課  
TEL 951-2546





# ＊ ＊住まいを探す＊ ＊

## 2 2 ひとり親世帯向け公営住宅の入居募集

母子	父子	寡婦
----	----	----

**趣 旨** 名古屋市営住宅及び愛知県営住宅では、一般募集の他に、ひとり親世帯向けの募集を行っています。

<b>市営住宅</b>													
<b>対象者・内容</b>	<p>入居できる方 住宅に困窮している20歳未満の子があるひとり親家庭の方。ただし、前年の収入が一定額以上あるときは入居できません。 ※市営住宅は、応募者多数の場合は抽選となります。</p> <p>(例) 給与所得者が1人の場合(総収入でみる収入基準額早見表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2人世帯 (同居扶養親族数1人)</th> <th>3人世帯 (同居扶養親族数2人)</th> <th>4人世帯 (同居扶養親族数3人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原則階層</td> <td>3,511,999円まで</td> <td>3,995,999円まで</td> <td>4,471,999円まで</td> </tr> <tr> <td>裁量階層</td> <td>4,363,999円まで</td> <td>4,835,999円まで</td> <td>5,311,999円まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 原則階層 裁量階層以外の世帯 裁量階層 中学校修了前の子どもがいる世帯、障害者世帯など</p> <p>入居募集の時期 【令和3年度】 ※「広報なごや」5・10月号にも掲載します。 第1回 令和3年6月1日～6月14日 第2回 令和3年11月1日～11月15日</p> <p>敷金・家賃の減額 所得月額に応じ、敷金・家賃の10%～30%が減額される場合があります。 ※所得月額は、公営住宅法施行令の規定に準じて算出した額です。</p>		2人世帯 (同居扶養親族数1人)	3人世帯 (同居扶養親族数2人)	4人世帯 (同居扶養親族数3人)	原則階層	3,511,999円まで	3,995,999円まで	4,471,999円まで	裁量階層	4,363,999円まで	4,835,999円まで	5,311,999円まで
	2人世帯 (同居扶養親族数1人)	3人世帯 (同居扶養親族数2人)	4人世帯 (同居扶養親族数3人)										
原則階層	3,511,999円まで	3,995,999円まで	4,471,999円まで										
裁量階層	4,363,999円まで	4,835,999円まで	5,311,999円まで										

<b>県営住宅</b>	
<b>対象者・内容</b>	<p>入居できる方 住宅に困窮している20歳未満の子があるひとり親家庭の方。 ※抽選で優遇される福祉枠(母子世帯又は父子世帯)にお申込みできます。ただし、前年の収入が一定額以上あるときは入居できません。</p> <p>入居募集の時期 年3回の定期募集(抽選)と常時募集(先着順)を行っています。</p> <p>家賃の減額 所得月額に応じて、家賃の10%～50%が減額される制度があります。 ※所得月額は、公営住宅法施行令の規定に準じて算出した額です。</p>

**お問合せ先** 区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係  
詳しくは 市営住宅の福祉向募集(ひとり親世帯向) 子ども未来企画室 TEL 972-2522  
市営住宅の一般募集 名古屋市住宅供給公社 TEL 523-3875  
県営住宅 愛知県住宅供給公社 TEL 973-1791

## 2 3 母子生活支援施設

母子	父子	寡婦
----	----	----

**対象者・内容** 保護が必要な母子家庭(18歳未満の児童とその母)の母子が入所して自立を図ります。

施設名	定員	施設名	定員
名古屋市五条荘	30世帯	名古屋市にじが丘荘	30世帯
名古屋厚生会館愛のホーム	30世帯	愛知昭和荘	30世帯
愛知しらゆり荘	20世帯		

**お問合せ先** 区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係

# ＊ ＊子育て支援を受ける＊ ＊

## 24 子どもの短期入所生活援助（ショートステイ）事業

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容 対象者

保護者の社会的な理由により一時的に家庭での子育てが困難になった時に、原則として一週間を限度として、乳児院・児童養護施設・里親宅でお子さんをお預かりします。

対 象	市内に住所を有する 18 歳未満（18 歳に到達する日以降の最初の 3 月 31 日まで）の児童	
理 由	病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加	
利 用 料	1 日あたり 0 円 ～ 5,350 円（ひとり親家庭は 0 円 ～ 1,100 円）	
施 設	おおむね 2 歳未満児の場合	乳児院（市内 4 か所）、里親宅
	2 歳以上の場合	児童養護施設（市内 13 か所）、里親宅

### お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係





## 25 ひとり親家庭等生活支援事業

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

20歳未満の児童を扶養されているひとり親家庭の方又は寡婦の方などが日常生活にお困りの場合に、以下のサービスを提供します。

(1) 生活援助 ご自宅にヘルパーが訪問し、家事や介護のお手伝いを行います。

(2) 子育て支援 名古屋市と契約している保育施設で、児童を一時的に預かります。

	生活援助（ヘルパー派遣）	子育て支援（児童の預かり）
サービス内容	食事、排泄、入浴などの介護 調理、洗濯、掃除、買物などの家事	名古屋市が指定する保育施設にて 一時的な児童の預かり
利用できる期間	1件の利用につき、下記「対象者」欄の ①の場合は10日以内（通算して30日まで延長可） ②の場合は当該ひとり親家庭となって3年以内 ③の場合は乳幼児又は小学校に就学する児童を養育している間	
利用日	12月31日～1月3日を除く日	
利用時間帯	午前8時～午後8時の間 （日曜日は午前9時～午後5時の間）	午前8時～午後10時の間
利用回数など	週6日以内・1日3時間以内	週6日・18時間以内 （1日2時間以上）
費用負担	世帯の前年所得（1月から6月までの利用は前々年所得）等に応じ、1時間あたり下記の金額を負担していただきます。 直前にキャンセルした場合はキャンセル料が発生します。 【A：生活保護世帯・市町村民税非課税世帯、B：A以外で、児童扶養手当支給水準世帯、C：A、B以外の世帯】	
	A・・・ 0円 B・・・ 150円 C・・・ 300円	A・・・ 0円 B・・・ 70円 C・・・ 150円 ※2名以上の児童を預ける場合は費用負担が増加します。

### 対象者

- ① ひとり親家庭（※）の方又は同居している祖父母の方、寡婦又は寡婦と同居している父母の方が次の事由に該当し、一時的に生活に支障がある場合

事由	病气、事故、出産、冠婚葬祭、旅行（年4回まで）、災害、出張、学校等の公的行事への参加、看護、失踪、転勤、自立促進のために必要な事由（技能習得のための通学、就職活動など）、残業

- ② ひとり親家庭（※）となって3年以内で日常生活に援助が必要な場合  
③ 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育するひとり親家庭（※）が就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合  
（※）両親のいない児童とその養育者の方も対象になります。

### お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係

# ＊ ＊ 子どもの教育費を確保する ＊ ＊

## 26 就学援助等

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容 対象者

お子さんが通っている学校種別に応じて、次の援助が受けられます。

学校区分	対象	援助内容
小・中学校（市立）	児童扶養手当の受給者、一定の所得未達の世帯の方	給食費・学用品費・修学旅行費等を補助
高校（市立・県立）	児童扶養手当を全額受給（全部支給）している方、市民税所得割額非課税世帯等	入学料を免除
	「市民税の課税標準額×6%－調整控除の額×3/4」が30万4,200円未達の世帯の方	就学支援金により授業料無償
	生活保護世帯、県民税及び市民税所得割額非課税世帯	奨学給付金を支給
幼稚園（私立）	年収360万円未満相当世帯の方、小学校3年生から数えて第3子以降の子どもがいる世帯、生活保護世帯等	副食費を補助
小・中学校（私立）	一定の所得未達の世帯の方	授業料を補助
高校（私立）	「市民税の課税標準額×6%－調整控除の額×3/4」が27万300円未達の世帯の方	入学料を補助 就学支援金・授業料補助により授業料無償又は一部補助
	生活保護世帯、県民税及び市民税所得割額非課税世帯	奨学給付金を支給
中学校（市立・国立・私立）（※注）	一定の所得未達の世帯の方	高等学校入学準備金の貸付
高校（市立・県立・国立・私立）（※注）	市民税所得割額非課税世帯	給付型奨学金を支給

※児童扶養手当の受給者以外の方でも、所得に応じて援助を受けられる場合があります。

### お問合せ先

お子さんが通っている幼稚園・学校

または下記連絡先

- ・市立（小・中学校・高校）、…名古屋市教育委員会学事課 TEL 972-3217  
（※注）この制度については、名古屋市教育委員会学事課へお問合せください。
- ・県立（高校・就学支援金・入学料免除）  
…愛知県教育委員会財務施設課 TEL 954-6762
- ・県立（高校・奨学給付金）…愛知県教育委員会高等学校教育課 TEL 954-6785
- ・私立（幼稚園）…名古屋市教育委員会学事課 TEL 972-3219
- ・私立（小・中学校授業料補助、高校入学料・授業料補助）  
…愛知県私学振興室助成グループ TEL 954-6187
- ・私立（高校・奨学給付金）…愛知県私学振興室奨学グループ TEL 954-7477

# ＊ ＊ 子どもの学びや社会体験の機会を利用する ＊ ＊

## 27 中学生の学習支援事業

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

ひとり親世帯等を対象に、ひとりひとりの学習レベルに沿った支援を通して、学習習慣を身に付けることや高校進学などを旨とする学習会を行います。

参加費	無料
定員	各会場12名
実施内容	週2回タイプ（1回2時間）、週1回タイプ（1回2時間）
募集の時期	5月。詳しくは、「広報なごや」でお知らせします。 なお、随時募集を行う場合もあります。

### 対象者

市内在住の中学生で次のいずれかの世帯に属する方  
①児童扶養手当受給世帯及びひとり親家庭等医療費助成対象世帯等  
②生活保護受給世帯等

### お問合せ先

子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室  
TEL 972-3199

## 28 ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

ひとり親家庭の子どもに対して、学校でも家庭でもない第3の居場所を提供します。

参加費	無料
実施場所	市内4か所

### 対象者

市内在住のひとり親家庭の小学5年生から中学3年生までの方等

### お問合せ先

子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室  
TEL 972-3199

## 29 文化・スポーツ交流事業

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

ひとり親家庭の親子を対象に、親同士・親子の交流や将来の職業選択のきっかけとなるようなプロの世界を体験することを目的とした、親子での体験・鑑賞事業を行います。

事業の種類	音楽や伝統芸能等の文化的事業や、サッカー等のスポーツの体験及び鑑賞
募集の時期	「広報なごや」に掲載します。

### 対象者

市内在住のひとり親家庭の母子、父子の方

### お問合せ先

子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室  
TEL 972-2522

## 30 ひとり親家庭休養ホーム事業

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

ひとり親家庭の方に親子そろって旅行やレクリエーションを楽しんでいただくため、指定の宿泊施設や日帰り施設を利用できます。

【利用回数】 1年度（4月1日から翌年3月31日まで）あたり1回

【利用料金】

宿泊施設	1泊2日の基本料金が無料 ※ただし、冷暖房費、特別料理注文分等とそれらにかかる消費税や入湯税は自己負担です。（施設により異なります。）
日帰り施設	入場料金などが無料 ※施設により対象料金は異なり、自己負担が発生する場合があります。

### 対象者

名古屋市ひとり親家庭手当（※）を受給しているひとり親家庭の母子又は父子、両親のいない児童と養育者

なお、毎年8月に行われる名古屋市ひとり親家庭手当の所得状況届の審査の結果、支給が全部停止となった方は、その年の11月1日以降は利用申込できません。

（※）名古屋市ひとり親家庭手当は支給期間が3年間の手当ですので、休養ホームの利用も原則3年間限定の利用となります。

名古屋市ひとり親家庭手当については、4～6ページをご覧ください。

### お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係

（令和3年度指定施設）

	施設名	所在地	連絡先電話番号
宿泊施設	ね ぎ め ホ テ ル	長 野 県 上 松 町	0264-52-2245
	国 民 宿 舎 奥 浜 名 湖	静 岡 県 浜 松 市	053-522-1115
	休 養 温 泉 ホ ー ム 松 ケ 島	三 重 県 桑 名 市	0594-42-3330
	名 古 屋 市 民 お ん た け 休 暇 村	長 野 県 王 滝 村	0264-48-2111
	静 岡 県 立 森 林 公 園 森 の 家	静 岡 県 浜 松 市	053-583-0090
日 帰 り 施 設	ナ ガ シ マ ス パ ー ラ ン ド （ジャンボ海水プール開設期間のみ）	三 重 県 桑 名 市	0594-45-1111
	日 本 モ ン キ ー パ ー ク （遊 園 地）	愛 知 県 犬 山 市	0568-61-0870
	リ ト ル ワ ー ル ド	愛 知 県 犬 山 市	0568-62-5611
	名 古 屋 港 水 族 館	名 古 屋 市 港 区	052-654-7080
	リ ニ ア ・ 鉄 道 館	名 古 屋 市 港 区	052-389-6100
	レ ゴ ラ ン ド ・ ジ ャ パ ン	名 古 屋 市 港 区	0570-05-8605

### 3 | 市有施設優待利用

母子

父子

寡婦

#### 趣旨・内容

ひとり親家庭の親子を対象に、市有施設の入場料を優待します。

対象施設	名古屋城、東山動植物園、市科学館、市美術館、市博物館（蓬左文庫を含む） ※市科学館のプラネタリウムは有料です。
優待内容	対象施設を利用する際の入場料金が無料（常設展に限る）
利用方法	お住まいの区の区役所民生子ども課民生子ども係（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課保護・子ども係）で優待券を受け取り、必要事項を記入のうえ、ご利用ください。 ※親子同時での利用に限ります。 （親のみ又は子のみの利用はできません。） ※優待券の受け取り・ご利用には児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証の提示が必要です。
利用回数	1年間（11月から翌10月）あたり最大6回まで ※優待券は随時申請いただけますが、有効期限は毎年10月までです。 次の新しい優待券は11月以降の交付となります。

#### 対象者

市内在住の児童扶養手当の支給を受けている世帯及びひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯

#### お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係



## ＊ ＊ 主な相談窓口 ＊ ＊

### 3 2 ひとり親家庭の福祉に関する総合相談

母子	父子	寡婦
----	----	----

#### 趣旨・内容

母子・父子自立支援員、ひとり親家庭応援専門員等の職員が、ひとり親家庭の福祉に関する相談（経済上のこと・住宅のこと・子どものこと・悩みごと等）や、仕事のスキルアップや求職活動に関する支援などを行っています。

#### 対象者

ひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方

#### お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係

### 3 3 こころの休けい室（心理カウンセリング）

母子	父子	寡婦
----	----	----

#### 趣旨・内容

臨床心理士がこころの悩みの相談に応じます。（要予約）

【相談受付時間】水・金・土曜日（祝日・年末年始は除く）13時～16時

#### 対象者

ひとり親家庭の母、父及び児童（就業への意欲のある20歳未満の方）、寡婦の方

#### お問合せ先

名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター ジョイナス・ナゴヤ  
TEL 252-8824

### 3 4 電話相談

母子	父子	寡婦
----	----	----

#### 趣旨・内容

ひとり親家庭の方の生活全般にわたる各種相談に応じています。

【相談受付時間】月・水・金曜日（祝日・年末年始は除く）10時～16時

#### 対象者

ひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方

#### お問合せ先

愛知母子・父子福祉センター  
TEL 915-8886



## 35 名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター ジョイナス.ナゴヤ

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

ひとり親家庭の方の仕事に関する相談、職業紹介など仕事探しを応援しています。また、パソコン講習などの就業支援講習会の実施や各種セミナー・交流会を開催し、仲間づくりの場の提供や、公式LINEやホームページによる情報発信も行っています。キッズコーナーもあり、お子様と一緒にご利用できます。

【開所日時】 月～金曜日 10時～18時、土曜日 10時～16時  
(日曜日・祝日・年末年始は除く)

① 職業紹介	企業や官公庁の求人情報をもとに仕事を紹介します。
② 就業相談	専任のキャリアカウンセラーが就職などに関する相談に応じます。履歴書の書き方や面接試験の準備の方法などもアドバイスします。※区役所・支所での出張カウンセリングも行っています。また、電話やメールでの相談にも応じます。お気軽にご相談ください。
③ こころの休けい室（心理カウンセリング）	仕事するにあたってのさまざまなこころの悩みについて、臨床心理士が相談に応じています。（詳しくは、26ページをご覧ください、）
④ 就業支援講習会	就職に有利な知識・資格を取得するための講習会を開催しています。（詳しくは、17ページをご覧ください、）
⑤ セミナー・交流会	情報交換や子育ての悩み等に関するセミナーなどを行っています。仲間づくりのための場の一つとなっています。

ジョイナス.ナゴヤ公式LINE

交流会・講習会・求人情報・お役立ち情報等さまざまな情報を配信しています。ぜひ、ご登録ください。

ジョイナス.ナゴヤ公式LINE



### 対象者

ひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方

※②③は、ひとり親家庭の児童（就業への意欲のある20歳未満の方）もご利用いただけます。

### お問合せ先

名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター

ジョイナス.ナゴヤ

TEL 252-8824 FAX 252-8842

中区栄3丁目13-20 栄センタービル6階（ナディアパーク向い）

<https://www.joinas-nagoya.jp>

（QRコードを読み取ってアクセスできます）

メールでのお問合せやご相談は、

ジョイナス.ナゴヤホームページの【就業相談】から。

ジョイナス.ナゴヤ  
ホームページ





## 36 仕事の相談窓口

窓 口		交通機関	相談できる内容
ハローワーク名古屋東 名東区平和が丘一丁目2番地 TEL 774-1115		市バス 猪高車庫	就職を希望する方に対して、年齢、性別などにかかわらず、職業相談、職業紹介などのサービスを無料で行っている国の機関です。
ハローワーク名古屋中 中区錦2-14-25 ヤマイチビル TEL 855-3740		地下鉄 伏見	ハローワーク名古屋東にはマザーズコーナーがあり、お子様連れでも相談しやすい施設です。
ハローワーク名古屋南 熱田区旗屋二丁目22-21 TEL 681-1211		地下鉄 神宮西	
ハ ロ ー ワ ー ク 関 連 施 設	あいちマザーズハローワーク 中区錦2-14-25 ヤマイチビル TEL 855-3780	地下鉄 伏見	子育てをしながら、就職を希望する方を対象としたハローワークです。 (キッズコーナーあり)
	ハローワークプラザなるみ 緑区鳴海町字向田1-3 名鉄鳴海駅2階 TEL 629-4151	名鉄 鳴海	正社員、パートを問わず、就職を希望する方に対して、求人情報の提供や職業紹介・職業相談を行っています。
あいち労働総合支援フロア 中村区名駅四丁目4-38 ウィンクあいち17階 (職業相談) TEL 533-0890 (内職相談) TEL 562-5016 (職業適性相談) TEL 485-7155		地下鉄 名古屋	職業相談：正社員、パートを問わず、就職を希望する方に対し、求人情報の提供や職業紹介・職業相談を行っています。 内職相談：内職の紹介を受けられます。 職業適性相談：職業適性や職業選択についての相談や就職活動のアドバイスを受けられます。
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部 中区錦一丁目10-1 MIテラス名古屋伏見4F TEL 221-8755		地下鉄 伏見	就職を希望する方が受けられる無料の職業訓練(求職者支援訓練)を実施する民間教育機関を支援しています。就職に役立つ知識やスキルを身に付けることができますので、ご興味のある方は各ハローワークにご相談ください。
なごやジョブサポートセンター 千種区吹上二丁目6-3 名古屋市中小企業振興会館6階 TEL 733-2111		地下鉄 吹上	名古屋市が設置する就職相談窓口です。専門相談員による就職相談、職業紹介のほか、就職準備セミナー等を行っています。子育て中の女性の就職相談窓口「ママサポートコーナー」があります。(キッズコーナーあり)
なごや若者サポートステーション 北区柳原三丁目6-8 青少年交流プラザ内 TEL 700-2396		地下鉄 名城公園	若年無業者(概ね15歳~49歳)等を対象とした自立に関する相談窓口です。専任のキャリアコンサルタントによる支援を行っています。

## 37 女性のための総合相談

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題（家族、職場の人間関係、暴力の悩みなど）の相談に応じています。

- ▶女性の専門相談員と一緒に考えます。
- ▶電話相談の上、相談者の希望と必要に応じ面接相談を利用できます。  
また、面接相談の後、必要に応じ弁護士や医師などによる専門相談も利用できます。  
(いずれも予約制・無料)
- ▶面接・専門相談時には託児制度が利用できます。(予約制・実費40円負担あり)

【相談日時】月・火・金・土・日曜日 10時～16時  
水曜日 10時～13時／18時～20時  
※休室日 毎週木曜日（祝日のときは翌金曜日も）、祝日、年末年始

### 対象者

すべての女性の方

### お問合せ先

イーブルなごや相談室  
TEL（専用ダイヤル）321-2760（つながろう）  
住所 中区大井町7-25（名古屋市男女平等参画推進センター）

## 38 女性の悩みごと相談

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

様々な悩みを抱える女性の相談に応じ、必要な情報提供等の支援をしています。

【相談受付時間】月～金曜日（祝日・年末年始は除く）  
※時間については各区役所・支所へお問い合わせください。

### 対象者

すべての女性の方

### お問合せ先

区役所民生子ども課民生子ども係または支所区民福祉課保護・子ども係



## 39 女性悩みごと電話相談

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

女性相談員が、女性の抱える悩みごとや心配ごと（家庭内の不和、暴力、離婚、男女問題、人に言えない悩みなど）の相談に応じ、一緒に問題解決の方法を考え、安心して生活ができるようお手伝いします。（無料）

【相談受付時間】月～金曜日 9時～21時（祝日・年末年始は除く）

土・日曜日 9時～16時（祝日・年末年始は除く）

※ただし、設備点検等を実施する一部月曜日は休みになります。

### 対象者

すべての女性の方

### お問合せ先

愛知県女性相談センター  
TEL（専用ダイヤル） 962-2527

## 40 名古屋市男性相談

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

男性専用の相談で、家族や仕事、人間関係の悩みなどについて男性の相談員と一緒に考えます。

【電話相談時間】水曜日 18時～20時（祝日・年末年始は除く）

毎月第4日曜日 10時～12時（祝日・年末年始は除く）

【面接相談時間】毎月第4木曜日 18時～20時（祝日・年末年始は除く）

（予約制。電話相談の上、必要に応じて面接相談を行います）

### 対象者

すべての男性の方

### お問合せ先

相談専用ダイヤル  
TEL 050-3537-3644

## 41 配偶者からの暴力（DV）相談

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

配偶者からの暴力（DV）に関する相談に応じています。

【相談受付時間】月～金曜日 10時～17時（祝日・年末年始は除く）

※電話相談のみ

名古屋市DV被害者ホットライン事業 TEL 232-2201

【相談受付時間】土曜日・日曜日・祝日 10時～18時（年末年始は除く）

### 対象者

配偶者からの暴力（DV）被害者の方等

### お問合せ先

名古屋市配偶者暴力相談支援センター  
TEL 351-5388

※配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者等を含みます。  
また、配偶者からの暴力には、当該配偶者であった者から引き続き受ける暴力も含みます。

## 4 2 児童相談

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

18歳未満の子どもに関する相談全般に応じています。

### お問合せ先

名称	時間	担当区域	住所	TEL (時間外連絡先)
名古屋市中央 児童相談所	月～金曜日 (年末年始・ 祝日を除く) 8時45分 ～17時15分	千種、東、北、中、 昭和、守山、名東	昭和区折戸町 4丁目16	757-6111 (757-6112)
名古屋市西部 児童相談所		西、中村、熱田、 中川、港	中川区小城町 1丁目1-20	365-3231 (365-3252)
名古屋市東部 児童相談所		瑞穂、南、緑、 天白	緑区鳴海町字 小森48-5	899-4630 (899-4631)

## 4 3 名古屋市子どもの権利相談室 なごもっか

母子

父子

寡婦

### 趣旨・内容

子どもの権利に関する悩みや困りごとについて、子どもが自分で決めることを大切に、子どもにとって一番良い解決を一緒に考えます。

【相談時間】 月・火・金曜日 11時～19時（受付は18時30分まで）  
木曜日 11時～20時（受付は19時30分まで）  
土曜日 11時～17時（受付は16時30分まで）  
※いずれの曜日も祝日、年末年始は除く。

### 対象者

18歳未満の方（高校在学中の人も含む）

### お問合せ先

子ども専用フリーダイヤル（無料） TEL 0120-874-994（はなし きくよ）  
大人用電話番号 TEL 211-8640  
※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

※養育費・法律に関する相談については、2ページ（「養育費取得支援」及び「法律相談」）をご覧ください。

MEMO


ひとり親家庭福祉のしおり 2021.7月版

---

令和3年7月

【編集・発行】名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1

電話 052-972-2522 / FAX 052-972-4204

# 区役所民生子ども課・支所区民福祉課

(社会福祉事務所・社会福祉事務所支所)

※支所管内にお住まいの方は、  
支所区民福祉課が窓口です。

✿受付時間 月～金曜日 8時45分～17時15分 (祝日、年末年始は除く)

窓 口	所 在 地	電 話 番 号 / FAX	交 通 機 関
千種区役所 民生子ども課	千種区覚王山通 8-37	753-1842 / 751-3120	地下鉄：池 下
東区役所 民生子ども課	東区筒井一丁目 7-74	934-1191 / 936-4303	市バス：東 区 役 所
北区役所 民生子ども課	北区清水四丁目 17-1	917-6520 / 917-6512	地下鉄：黒 川
北区楠支所 区民福祉課	北区楠二丁目 974	901-2264 / 902-1843	市バス：楠 支 所
西区役所 民生子ども課	西区花の木二丁目 18-1	523-4593 / 523-4630	地下鉄：浄 心
西区山田支所 区民福祉課	西区八筋町 358 の 2	501-4971 / 503-3986	市バス：山 田 支 所
中村区役所 民生子ども課	中村区竹橋町 36-31	453-5414 / 451-8324	地下鉄：中村区役所
中区役所 民生子ども課	中区栄四丁目 1-8	265-2318 / 241-6986	地下鉄： 栄
昭和区役所 民生子ども課	昭和区阿由知通 3-19	735-3903 / 735-3909	地下鉄：御 器 所
瑞穂区役所 民生子ども課	瑞穂区瑞穂通 3-32	852-9389 / 852-9375	地下鉄：瑞穂区役所
熱田区役所 民生子ども課	熱田区神宮三丁目 1-15	683-9913 / 682-0346	地下鉄：神 宮 西
中川区役所 民生子ども課	中川区高畑一丁目 223	363-4411 / 363-4302	地下鉄：高 畑
中川区富田支所 区民福祉課	中川区春田三丁目 215	301-8361 / 301-8661	市バス：富 田 支 所
港区役所 民生子ども課	港区港明一丁目 12-20	654-9711 / 651-1190	地下鉄：港 区 役 所
港区南陽支所 区民福祉課	港区春田野三丁目 1801	301-8342 / 301-8411	市バス：南 陽 支 所
南区役所 民生子ども課	南区前浜通 3-10	823-9395 / 823-9426	市バス：南 区 役 所
守山区役所 民生子ども課	守山区小幡一丁目 3-1	796-4602 / 796-4627	市バス：守山区役所 名 鉄：小 幡
守山区志段味支所 区民福祉課	守山区大字下志段味 字横堤 1390-1	736-2187 / 736-4670	市バス：志段味支所北
緑区役所 民生子ども課	緑区青山二丁目 15	625-3962 / 621-6858	市バス：緑 区 役 所
緑区徳重支所 区民福祉課	緑区元徳重一丁目 401	875-2213 / 875-2215	地下鉄：徳 重
名東区役所 民生子ども課	名東区上社二丁目 50	778-3096 / 774-2781	地下鉄：本 郷
天白区役所 民生子ども課	天白区島田二丁目 201	807-3881 / 807-3829	市バス：島 田